

社福第5156号  
令和4年7月19日

社会福祉法人  
福知山市社会福祉協議会  
会長 夜久 豊基 様

福知山市長 大橋 一夫



税額控除に係る証明書

令和4年6月16日付福祉協発第336号で申請のあったことについて、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和4年7月18日から令和9年7月17日まで